

ID: 29

担当部署: 市立大学 総務課 総務係

処分の概要	授業料等及び施設整備費等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市立大学の授業料等徴収条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第84号		
【根拠条文】 (授業料等及び施設整備費等の不還付) 第6条 市長は、既納の授業料等及び施設整備費等は還付しない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 7 年 6 月 16 日